

組合の沿革・機構

組合の沿革

松塩地区広域施設組合及び統合する前の松本西部広域施設組合と塩尻・朝日衛生施設組合の沿革は次のとおりです。

1 松本西部広域施設組合

昭和 45 年 12 月	し尿共同処理のため、西部し尿処理施設組合を設置 構成市町村・・・松本市、本郷村、波田村、山形村、安曇村、 奈川村、梓川村（1市6村） ※ 本郷村は昭和 49 年に松本市に合併、 波田村は昭和 48 年に町制移行
48 年 6 月	組合施設「あずさ衛生センター」でし尿の共同処理開始
53 年 3 月	酸化臭脱臭施設改造工事竣工
59 年	施設一括更新事務着手
61 年 8 月	し尿処理施設更新工事着工
62 年 4 月	し尿処理施設更新を期に「あずさ施設組合」に改称
平成元年 4 月	あずさセンター（新施設）及びあずさ運動公園竣工
11 年 4 月	共同処理事務にごみ処理等を加え、組合名を「松本西部広域 施設組合」に改称 松本クリーンセンター（全連続焼却式焼却炉 150 t /24h× 3 炉）、リサイクル施設及びラーラ松本の管理運営を新たに開始
12 年 5 月	大町市の環境プラント緊急停止により、同市の依頼を受け、
～ 13 年 9 月	可燃ごみの受入れ
14 年 4 月	施設使用料改定 60 円/10 kg（税別）→105 円/10 kg（税込）
17 年 4 月	容器包装プラスチックリサイクル施設竣工 市町村合併により構成市町村が松本市、波田町、山形村の 1 市 1 町 1 村となる
20 年度～	施設・設備の延命化、安定操業のための基幹的設備整備事業 を開始
21 年 10 月	施設使用料改定 105 円/10 kg（税込）→150 円/10 kg（税込）
22 年 3 月	松本市と波田町の合併により構成が松本市と山形村の 1 市 1 村となる
23 年 3 月	余熱利用施設「ラーラ松本」の利用者通算 5 0 0 万人達成
24 年 4 月	組合の名称を「松塩地区広域施設組合」と改め、塩尻市及び 朝日村を加え、共同処理開始

2 塩尻・朝日衛生施設組合

- 昭和 42 年 5 月 塩尻市清掃工場設置
施設・・・直投式バッチ炉 10 t / 8h × 2 基
- 48 年 7 月 塩尻・朝日衛生施設組合が設置され、塩尻市と朝日村のごみ
共同処理開始
- 49 年 11 月 不燃物処理場が竣工し、供用開始
12 月 組合「環境センター」竣工
施設・・・機械式バッチ炉 25 t / 8h × 2 基
- 50 年 4 月 環境センター稼働
- 58～60 年 環境センター施設大規模改修実施
- 58 年 7 月 ごみの 3 分別収集開始（可燃ごみ、不燃物、資源物）
- 59 年 3 月 最終処分場を建設（朝日村小野沢地籍）
- 63 年 3 月 クリーンセンター建設用地を塩尻市柿沢に取得
4 月 クリーンセンター建設用地の造成工事着手
- 平成元年 6 月 クリーンセンター建設工事請負契約議決
3 年 4 月 クリーンセンター供用開始
施設・・・准連続燃焼式焼却炉 45 t / 8h × 2 基
最終処分場延命のため、不燃物等埋立処理の一部を業務委託
- 4 年 7 月 焼却灰の全処理を業務委託
- 9 年 10 月 ダイオキシン類削減緊急対策として減温施設改修工事、灰キ
レート処理設備新設工事に着工
- 12 年 10 月 ダイオキシン類削減緊急対策工事が竣工
- 13 年 4 月 庭木剪定木の資源化収集を開始
- 17 年 4 月 塩尻市と檜川村が合併し、檜川地区のごみ処理を木曾広域連
合に事務委託
10 月 家庭系ごみを有料化
容器包装プラスチックごみの分別収集を開始
- 18 年 4 月 新最終処分場の供用開始
10 月 容器包装プラスチックごみの中間処理及び埋立ごみ破碎処理
を業務委託
- 20 年 4 月 塩尻市檜川地区のごみ処理をクリーンセンターで開始
- 24 年 3 月 松本西部広域施設組合と共同処理を行うため、組合を解散

3 松塩地区広域施設組合

平成 24 年 4 月 1 日 松本西部広域施設組合と塩尻・朝日衛生施設組合の統合
により発足